

綾 瀬 市
再生資源物の屋外保管に関する条例
「事業者手引き」

綾瀬市市民環境部環境保全課

目 次

1 条例（規則）の規定及び解説

(1) 条例第1条（目的）	1
(2) 条例第2条（定義）	1
(3) 条例第3条（屋外保管事業者の責務）	2
(4) 条例第4条（市の責務）	3
(5) 条例第5条（屋外保管の届出）	3
(6) 条例第6条（屋外保管の変更の届出）	8
(7) 条例第7条（屋外保管の廃止の届出）	9
(8) 条例第8条（屋外保管の基準）	10
(9) 条例第9条（事故時の措置）	14
(10) 条例第10条（報告の徴収）	15
(11) 条例第11条（立入検査）	15
(12) 条例第12条（指導及び勧告）	15
(13) 条例第13条（改善命令）	16
(14) 条例第14条（公表）	16
(15) 条例第15条（公表）	17
(16) 附則	17

2 各種届出書等の記入（載）例

(1) 第1号様式	18
(2) 第2号様式	20
(3) 第3号様式	22
(4) 第4号様式	23
(5) 第5号様式	24
(6) 配置図	25

3 資料

(1) 綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	26
(2) 綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則	29

1 条例（規則）の規定及び解説

（1）第1条（目的）

条例

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（2）第2条（定義）

条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものその他適正な保管ができる者が取り扱うものとして市長が規則で定めるものを除く。
- (2) 屋外保管 屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (3) 屋外保管事業者 屋外保管を行う事業者をいう。

規則

（再生資源物に該当しないもの）

第3条 条例第2条第1号に規定する市長が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国、県及び市が屋外保管する再生資源物
- (2) 再生資源物の屋外保管、処分及び再生以外の事業をその本来の業務として行う場合で、当該本来の業務に付随して一時的に保管が必要な再生資源物

解説

《条例》

第1号の「再生資源物」とは、使用を終了（新品は除く。）し、屋外で保管する、木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックを原材料とする物です。

なお、分解、破砕、圧縮等の処理がされた場合も含まれます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される①廃棄物（使用済自動車含む。）、②有害使用済機器は、同法の中で規制（保管基準等）がありますので、除外します。「また、国、県及び市等が取り扱う再生資源物等は、適正に管理ができる者として、規則第3条により除外しています。」

第1号の「再生資源物」の主な具体例は、①金属スクラップ類、②破砕されたガラス類、③再生資源物が混ざった雑品類です。

⇒ 判断が困難な場合は、環境保全課までお問い合わせください。

第2号の「屋外保管」とは、屋外において再生資源物を保管することをいいます。

⇒ 本条例で「屋外保管」から外す場合は、屋根及び三方に壁を有する工作物であり、条例の目的を達成できる構造（保管基準を満たす構造）のものです。したがって、キャノピー構造の構造物や、屋根や壁の材質がテント生地の場合等は、「屋内保管」とは認められません。

第3号の「屋外保管事業者」とは、屋外保管を行う事業者をいいます。

《規則》

規則では、「再生資源物の保管、処分及び再生以外の事業をその本来の業務として行う場合」で、「その業務に付随して一時的に保管が必要な再生資源物」を除くとしています。例えば、①製品の返品又は交換のために工場等が回収し、一時的に屋外保管している再生資源物、②リサイクルショップ等が、販売する目的ではなく、一時的に屋外保管している再生資源物が該当します。

(3) 第3条（屋外保管事業者等の責務）

条例

第3条 屋外保管事業者は、再生資源物の崩落その他の事故等を防止するため適正な保管を行い、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

2 屋外保管を行う土地の所有者又は管理者は、屋外保管事業者が前項の再生資源物の適正な保管を行うための必要な措置の実施について、協力するよう努めなければならない。

解説

屋外保管を行う事業者は、崩落等を防止するために、適正な屋外保管を行っていただき、市民生活の安全の確保等に努めていただきます。

また、屋外保管場所を貸している土地の所有者は、屋外保管事業者が行う「適正な措置」について、阻害しないようにご協力をお願いいたします。

例えば、屋外保管事業者が、再生資源物の崩落防止のために「囲い」を設置する場合、土地の所有者はその行為に反対することのないようにご協力をお願いするものです。

(4) 第4条 (市の責務)

条例

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

解説

市は、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めるため、関係機関（廃棄物に関連する部署）と連携して取り組みます。

(5) 第5条 (屋外保管の届出)

条例

第5条 屋外保管をしようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）を設置する者は、この限りでない。

規則

(再生資源物の屋外保管に係る届出書等)

第4条 条例第5条の規定による届出は、当該届出に係る屋外保管を開始する日の10日前までに、再生資源物の屋外保管に係る届出書（第1号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付し、行うものとする。

- (1) 再生資源物の屋外保管に係る事業計画書（第2号様式）
- (2) 屋外保管事業者の住民票の写し又は法人にあつては登記事項証明書
- (3) 事業場の配置図及び付近の見取図
- (4) 条例第8条第1号アに規定する囲いの高さ及び構造の分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

解説

《条例及び規則》

屋外保管をしようとする事業者は、屋外保管を開始する日の10日前までに、規則第4条に指定された様式（第1号）に必要事項を記入し、規則第4条各号に規定する関係書類を添付して提出（2部）してください。

なお、届出の内容を確認するために、環境保全課職員が事業場の現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。

【条例ただし書き】

条例のただし書きで示す、敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）を設置する場合は、届出書を提出する必要はありませんが、条例第8条に規定する「屋外保管の基準」を遵守していただく必要があります。

【届出先及び条例等に関する相談】

名称	住所	電話番号
綾瀬市役所 市民環境部 環境保全課	〒252-1192	代表 0467-77-1111
	綾瀬市早川550番地	直通 0467-70-5619

第1号様式（再生資源物の屋外保管に係る届出書）

《定められている項目》

○住所

⇒ 記入例（※P18）を参照し、郵便番号、住所（法人にあつては、所在地）を記入してください。

○氏名

⇒ 記入例（※P18）を参照し、氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を記入してください。

⇒ 法人の場合、代表者印となります。

○電話番号

⇒ 電話番号を記入してください。

○事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

⇒ 記入例（※P18）を参照し、事務所及び事業場の所在地、電話番号、敷地面積を記入してください。

⇒ 事業計画書（第2号様式）と合わせてください。

○屋外保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ屋外保管する再生資源物の品目、保管量

⇒ 第1号様式には「別紙事業計画書のとおり」と記入し、詳細は第2号様式（記入例※P20）に記入してください。

○屋外保管する再生資源物の最大保管時の高さ及び法面の勾配

⇒ 第1号様式には「別紙事業計画書のとおり」と記入し、詳細は第2号様式（記入例※P20）に記入してください。

⇒ 既存事業者の場合は、現在屋外保管されている再生資源物が最大になった実績等を考慮し、「高さ」と「勾配」を記入してください。

⇒ 新規事業者の場合は、屋外保管を予定している再生資源物が最大になった場合を想定し、「高さ」と「勾配」を記入してください。

上記の内容に変更が生じた場合は、規則第5条に指定された様式（第3号）の提出が必要になりますので、注意が必要です。

《添付する書類及び図面》

- 再生資源物の屋外保管に係る事業計画書（第2号様式）
 - ⇒ 記入例（※P20-21）を参照し、記入してください。
- 屋外保管事業者の住民票の写し又は法人にあっては登記事項証明書
 - ⇒ 個人の場合にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書を添付してください。
 - ⇒ 有効期限は、発効日から3ヶ月以内のものとしします。
- 事業場の配置図
 - ⇒ 事業場の全体像を確認します。
 - ⇒ 記入例（※P25）を参照し、平面図等に必要事項（記入例に示す事項）を書き込んでください。
- 屋外保管の場所の付近の見取図
 - ⇒ 屋外保管場所の隣接地状況（住宅、工場、空き地など）を確認します。
 - ⇒ 住宅地図などで代用可能です。
- 条例第8条第1号アに規定する囲いの高さ及び構造の分かる書類
 - ⇒ 「囲い」の高さ及び構造（囲いの材質。例えば、鉄筋コンクリート、矢板など）を確認します。
 - ⇒ 既存事業者の場合は、既存の囲いを写真に撮り、必要事項（高さ、材質）を記入することで代用可能です。
 - ⇒ 新規事業者の場合は、既存事業者と同様にするか、囲いの「パンフレット等」でも代用可能です。
- その他市長が必要と認める書類
 - ⇒ 事業場の状況に応じて、追加書類を求めることがあります。
 - ⇒ 届出の敷地面積と現地の面積が「かい離」していると判断した場合、土地の面積が確認できる書類を提出していただく場合などです。

第2号様式（再生資源物の屋外保管に係る事業計画書）

《事業概要》

- 氏名（法人にあっては名称及び代表者）
 - ⇒ 記入例（※P20）を参照し、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。
 - ⇒ 届出書（第1号様式）に、別紙事業計画書のとおりと記入した場合は、それに合わせてください。
- 会社等の沿革
 - ⇒ 記入例（※P20）を参照し、会社等の沿革を記入してください。
 - ⇒ 自社作成のチラシ等でも代用可能です。

○従業員数

⇒ 記入例（※P20）を参照し、従業員数（非正規含む。）を記入してください。

○資本金

⇒ 記入例（※P20）を参照し、資本金を記入してください。

○事業場名称

⇒ 記入例（※P20）を参照し、事業場の名称を記入してください。

○事業場所在地

⇒ 記入例（※P20）を参照し、事業場の所在地を記入してください。

○事業場面積

⇒ 記入例（※P20）を参照し、事業場の面積を記入してください。

○用途地域及び地目

⇒ 記入例（※P20）を参照し、用途地域及び地目を記入してください。

⇒ 地目は、「登記地目」を記入してください。

○営業時間（稼動時間）

⇒ 記入例（※P20）を参照し、営業時間を記入してください。

⇒ 営業時間と稼動時間が異なる場合は、稼動時間を記入してください。

⇒ 営業時間と稼動時間が同じ場合は、「同左」と記入してください。

○土地所有者の区分（借地等の情報）

⇒ 記入例（※P20）を参照し、自己所有又は借地の面積を記入してください。

⇒ 借地の場合、記入例（※P20）を参照し、土地の所有者情報を記入してください。

○事業開始年月日

⇒ 事業開始日を記入してください。

《屋外保管状況について》

○屋外保管場所の面積

⇒ 記入例（※P20）を参照し、全ての屋外保管場所の面積を記入してください。

○再生資源物の品目

⇒ 記入例（※P20）を参照し、再生資源物の品目を記入してください。

○保管量

⇒ 記入例（※P20）を参照し、再生資源物の保管量を記入してください。

○最大保管時の高さ

⇒ 記入例（※P20）を参照し、再生資源物の最大保管時の高さを記入してください。

⇒ 既存事業者の場合は、現在屋外保管されている再生資源物が最大になった実績等を考慮し、「高さ」を記入してください。

⇒ 新規事業者の場合は、屋外保管を予定している再生資源物が最大になった場合を想定し、「高さ」を記入してください。

○法面の勾配

⇒ 記入例（※P20）を参照し、再生資源物の法面の勾配（角度）を記入してください。

⇒ 既存事業者の場合は、現在屋外保管されている再生資源物が最大になった実績等を考慮し、「勾配」を記入してください。

⇒ 新規事業者の場合は、屋外保管を予定している再生資源物が最大になった場合を想定し、「勾配」を記入してください。

《各種防止措置について》

○飛散、崩落防止措置（囲いの状況及び囲いの構造耐力上の措置）

⇒ 記入例（※P21）を参照し、記入してください。

⇒ 特に、再生資源物が囲いに接する場合は、その囲いが「構造耐力上安全」であると判断した理由等を記入してください。また、日頃から実施している「取り組み」を記入してください。

○騒音、振動防止の措置

⇒ 記入例（※P21）を参照し、騒音、振動に対する「取り組み」を記入してください。

○火災防止措置

⇒ 記入例（※P21）を参照し、火災防止に対する「取り組み」を記入してください。

○害虫の発生防止措置

⇒ 記入例（※P21）を参照し、害虫の発生防止に対する「取り組み」を記入してください。

《受入先情報》

○受入先情報（受入先、所在地、品目、量、取引区分）

⇒ 記入例（※P21）を参照し、再生資源物の取引（買取等）を行っている「業者名」「所在地」「再生資源物の品目」「量」「取引区分」を記入してください。

⇒ 主な取引先（主要3社以上）で結構です。

⇒ 別紙の場合は、別紙と記入してください。

《搬出先情報》

○搬出先情報（受入先、所在地、品目、量、取引区分）

⇒ 記入例（※P21）を参照し、再生資源物の取引（買取等）を行っている「業者名」「所在地」「再生資源物の品目」「量」「取引区分」を記入してください。

⇒ 主な取引先（主要3社以上）で結構です。

⇒ 別紙の場合は、別紙と記入してください。

《隣接住民等への説明》

○隣接住民等への周知状況

⇒ 自主的な取組となります。

⇒ 隣接住民等とは、屋外保管を行おうとする土地に隣接する土地（公用地は除く）で、①土地、建物の所有者、②居住者で世帯を代表する者、③事業を営む者で当該事業を代表する者、としています。ただし、隣接する土地が公有地の場合は、当該公有地に隣接する土地とします。

⇒ 記入例（※P21）を参照し、記入してください。

⇒ 説明会以外（例えば、定期的な近隣住民との交流会、社内開放など）の取組があれば記入してください。

(6) 第6条（屋外保管の変更の届出）

条例

第6条 前条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

規則

（変更の届出）

第5条 条例第6条の規定による届出は、当該変更の10日前までに、再生資源物の屋外保管に係る変更届出書（第3号様式）に前条各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係るものを添付し、行うものとする。ただし、前条第2号に掲げる書類を添付して行う場合にあっては、速やかに当該書類を取得し、届出を行うものとする。

解説

《条例及び規則》

届出内容（第1号様式に定められている項目）を変更した場合は、当該変更の10日前までに、指定された様式（第3号）に変更事項を記入し、必要な書類を添付して提出（2部）してください。

同条ただし書きで規定する変更の場合は、速やかに（例えば、登記事項証明書の取得後など）提出してください。また、規則第4条第2号の変更と、それ以外の各号の変更を同時期に行なう場合でも、各々の変更届が必要となります。

第3号様式（再生資源物の屋外保管に係る変更届出書）

《定められている項目》

○住所

⇒ 記入例（※P22）を参照し、郵便番号、住所（法人にあっては、所在地）を記入してください。

○氏名

⇒ 記入例（※P22）を参照し、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。

⇒ 法人の場合、代表者印となります。

○電話番号

⇒ 電話番号を記入してください。

○事業場所在地

⇒ 記入例（※P22）を参照し、事業場の所在地を記入してください。

○届出日

⇒ 条例第5条第1項の規定による届出書（第1号様式）の届出日となります。

○変更の内容

⇒ 記入例（※P22）を参照し、届出書（第1号様式）に定められた各項目のうち、変更の生じる具体的な内容を記入してください。

○変更の理由

⇒ 記入例（※P22）を参照し、変更の生じた具体的な理由を記入してください。

○変更予定年月日

⇒ 変更する年月日を記入してください。

⇒ 規則第5条ただし書きに規定する場合は、事後の提出となりますので、記入例（※P22）を参照し、「予定」を消して年月日を記入してください。

(7) 第7条（屋外保管の廃止の届出）

条例

第7条 第5条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る屋外保管の事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、あらかじめ当該届出に係る事業場において屋外保管した再生資源物を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

規則

（廃止の届出）

第6条 条例第7条の規定による届出は、当該廃止の日から10日以内に再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。

解説

《条例及び規則》

届出した事業を廃止した場合は、当該廃止の日から10日以内に、指定された様式（第4号）に必要事項を記入し、提出（2部）してください。

なお、廃止届（第4号様式）を提出する前に、事業場に屋外保管している再生資源物を、処分する必要があります。

第4号様式（再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書）

《定められている項目》

○住所

⇒ 記入例（※P23）を参照し、郵便番号、住所（法人にあっては、所在地）を記入してください。

○氏名

⇒ 記入例（※P23）を参照し、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。

⇒ 法人の場合、代表者印となります。

○電話番号

⇒ 電話番号を記入してください。

○事業場所在地

⇒ 記入例（※P23）を参照し、事業場の所在地を記入してください。

○届出日

⇒ 条例第5条第1項の規定による届出書（第1号様式）の届出日となります。

○廃止の理由

⇒ 記入例（※P23）を参照し、廃止の理由を記入してください。

○廃止の年月日

⇒ 廃止した年月日を記入してください。

（8）第8条（屋外保管の基準）

条例

第8条 屋外保管事業者は、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他屋外保管に関し必要な事項を記載した表示板が設けられていること。
- (2) 屋外保管の場所から再生資源物が飛散し、又は崩落しないように次に掲げる措置を講じること。
 - ア 屋外保管をする再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
 - イ 容器を用いずに屋外保管をする場合にあつては、積み上げられた再生資源物の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さを超えないようにすること。
- (3) 屋外保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (4) 屋外保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するために、必要な措置を講じること。
- (5) 屋外保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

規則

(屋外保管の場所に係る表示板の掲示)

第7条 条例第8条第1号イの表示板は、再生資源物の屋外保管に係る表示板(第5号様式)とする。

2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じたときには、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。

解説

屋外保管事業者は、近隣住民の安全を配慮し、再生資源物を適正に保管していただく必要がありますので、条例に規定された基準を遵守していただきます。

なお、本条例は、崩落等を防止することで、市民生活の安全の確保等を目的としていますので、屋内保管であれば隣接地への影響が低いと判断し、屋外保管に限定しています。したがって、キャノピー構造のような建築物は、屋内に含まれません(※P2参照)ので、ご注意ください。

本条例は、再生資源物であっても「廃棄物」と同等な保管を目指していることから、原則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の保管基準を準用しています。条文に定められた内容を次のとおり解説いたします。

○屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。(第1号ア)

⇒ 再生資源物の屋外保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、再生資源物が周辺環境へ飛散・崩落しないよう管理するため、囲いを設け、屋外保管の位置を明らかにする必要があります。

○規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他屋外保管に関し必要な事項を記載した表示板が設けられていること。(第1号イ)

⇒ 再生資源物の屋外保管に当たっては、再生資源物の屋外保管の場所である旨(名称、所在地、面積、品目、高さ、管理者の連絡先)が記載された表示板を設ける必要があります。

⇒ 表示板のサイズや記載する事項は、別途規則(第5号様式)で規定しています。

⇒ 表示板を掲示する場所は、(※P25)を参照してください。

○屋外保管をする再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。(第2号ア)

⇒ 再生資源物の荷重が、囲いに直接負荷のある場合は、その荷重に対して「構造耐力上安全」でなければなりません。

⇒ 囲いが「構造耐力上安全」という理由や対策等について、別途事業計画書(第2号様式)へ記入していただきます。

⇒ 確認(囲いが傾いていないか等)のため、必ず現地調査を行います。

○容器を用いずに屋外保管をする場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さを超えないようにすること。（第2号イ）

- ⇒ 容器は、条例の目的を達成（コンテナなどの崩落等の危険が少ないもの）できるものとし、フレコンバッグのような不安定な材質の容器は除外します。
- ⇒ 屋外保管する再生資源物の「高さや勾配」については、次の条文を準用していただきますので、参照してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の6第1号又は第2号

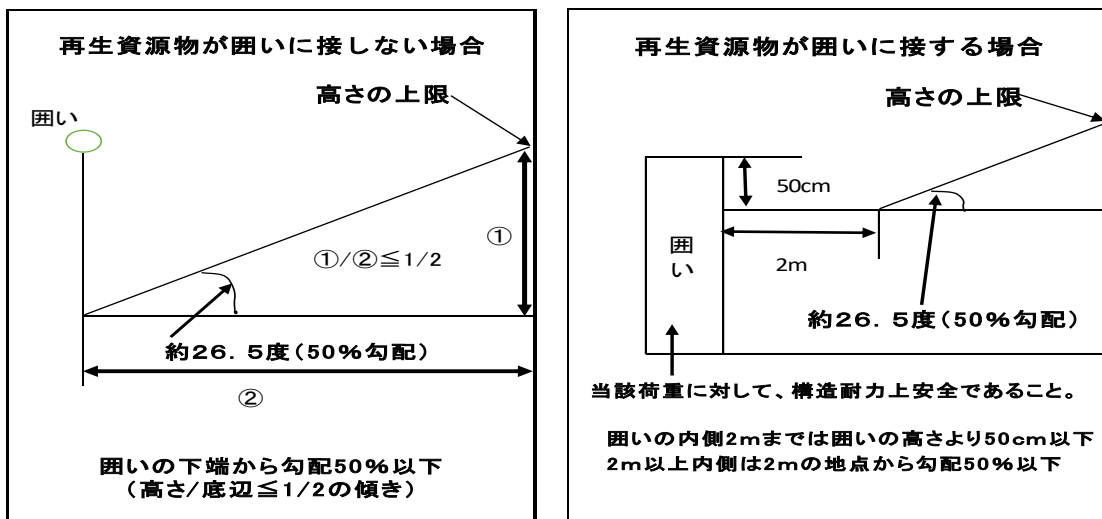
（一般廃棄物の保管の高さ）

第一条の六 令第三条第一号リ（2）（ロ）の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾こう配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次のイ及びロに掲げる部分に依り、当該イ及びロに定める高さ
 - イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（1）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（1）又は（2）に規定する高さのうちいずれか低いもの）
 - （1） 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - （2） 前号に規定する高さ
 - ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（1）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（1）又は（2）に規定する高さのうちいずれか低いもの）
 - （1） 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾こう配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、

- 最も地盤面に近いもの) までの高さ
 (2) 前号に規定する高さ

参考図



○屋外保管の場所において騒音又は振動が発生する場合には、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。(第3号)

⇒ 再生資源物の屋外保管を行うに当たっては、車両からの積卸し、積込み等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

○屋外保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するために、必要な措置を講じること。(第4号)

⇒ 再生資源物の中には、油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれている可能性があります。このことから、屋外保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別等の措置を講ずる必要があります。また、万が一火災等が発生した場合の初期対応として、消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

○屋外保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。(第5号)

⇒ 再生資源物の屋外保管に当たっては、事業場内の整理、整頓及び清掃を行い衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

第5号様式(再生資源物の屋外保管に係る表示板)

《定められている項目》

○屋外保管事業者の名称又は氏名

⇒ 記載例(※P24)を参照し、名称又は氏名を記載してください。

⇒ 名称又は氏名は、届出書（第1号様式）に合わせてください。

○事業場の所在地及び面積

⇒ 記載例（※P24）を参照し、所在地及び面積を記載してください。

⇒ 所在地及び面積は、事業計画書（第2号様式）に合わせてください。

○屋外保管する再生資源物の品目

⇒ 記載例（※P24）を参照し、再生資源物の品目を記載してください。

⇒ 再生資源物の品目は、事業計画書（第2号様式）に合わせてください。

⇒ 再生資源物の品目が複数となり、表示板のスペースに書き示せない場合は、上位3種類を記載してください。

○屋外保管する再生資源物の最大保管時の高さ

⇒ 記載例（※P24）を参照し、再生資源物の最大保管時の高さを記載してください。

⇒ 再生資源物の最大保管時の高さは、事業計画書（第2号様式）に合わせてください。

⇒ 再生資源物の品目が複数となり、表示板のスペースに書き示せない場合は、上位3種類を記載してください。

○担当部署名及び連絡先

⇒ 記載例（※P24）を参照し、連絡可能な部署及び電話番号を記載してください。

（9）第9条（事故時の措置）

条例

第9条 屋外保管事業者は、屋外保管を原因とする事故により、屋外保管の場所の周辺環境が損なわれ、又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、当該事故による被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置（次項において「措置」という。）を講じなければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が措置を講じないとき又は周辺環境の保全上、必要と認めるときは、屋外保管事業者に対し、措置を講じるよう命じることができる。

解説

屋外保管を原因とする事故で、周辺環境が損なわれ、又はそのおそれがあるときは、直ちに市長へ報告する必要があります。また、被害の拡大を防止するために、必要な措置を講じていただきます。

なお、措置を講じないときは、措置を講じるよう命令することができます。

(10) 第10条 (報告の徴収)

条例

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者その他の関係者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

解説

この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者その他の関係者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができます。

(9) 第11条 (立入検査)

条例

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業者の事務所又は屋外保管の場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則

(身分証明書)

第8条 条例第11条第1項の身分を示す証明書は、身分証明書(第6号様式)とする。

解説

この条例の施行に必要な限度において、屋外保管を行っている事務所等に環境保全課職員が立ち入り、質問や帳簿等を検査することができます。

(12) 第12条 (指導及び勧告)

条例

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者又は屋外保管事業者であった者に対し、必要な指導を行うことができる。

(1) 第5条、第6条及び第7条前段の規定による届出を行わないとき。

(2) 第7条後段の規定による処分を行わないとき。

(3) 第8条各号に掲げる基準を遵守していないとき。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、指導に従わないときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

解 説

○第5条、第6条及び第7条前段の規定による届出を行わないとき。

⇒ 届出、変更届、廃止届となります。

○第7条後段の規定による処分を行わないとき。

⇒ 事業廃止による再生資源物の処分となります。

○第8条各号に掲げる基準を遵守していないとき。

⇒ 屋外保管基準の全てとなります。

指導により是正されない場合は、次のステップ**勧告**となります。

(13) 第13条 (改善命令)

条例

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう命じることができる。

解 説

勧告により是正されない場合は、次のステップ**命令**となります。

(14) 第14条 (公表)

条例

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定による命令に従わない者について、その者の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び当該法人の所在地）並びにその者が受けた命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表を行うときは、あらかじめ綾瀬市環境対策委員会の意見を聴かななければならない。

解 説

命令により是正されなければ、公表に移行します。公表は、HPや告示により行い、命令の内容や法人であれば名称や代表者の氏名、所在地が公表されます。公表に当たっては、命令を受けた者に弁明の機会を与え、環境対策委員会の意見をいただきます。

(15) 第15条 (委任)

条例

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

解 説

この条例の施行に関し必要な事項は、綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則 (P28-36) で定めています。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に再生資源物の保管をしている者（次項において「従前の事業者」という。）については、第5条に規定する屋外保管をしようとする事業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までに」とする。
- 3 従前の事業者については、第8条の規定は、この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間は、適用しない。

2 各種届出書等の記入（載）例

第1号様式（第4条関係）

再生資源物の屋外保管に係る届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）綾瀬市長

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 **株式会社〇〇〇〇**
代表取締役〇〇〇〇 印

電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

〔 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の
氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	事務所 〇〇〇〇 事業場
	電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇 所在地 綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号
	事業場 同上 電話番号 同上
	所在地 同上 面積 1,200 m²
屋外保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ屋外保管する再生資源物の品目、保管量	所在地 別紙事業計画書のとおり
	面積 別紙事業計画書のとおり
	品目 別紙事業計画書のとおり
	保管量 別紙事業計画書のとおり
屋外保管する再生資源物の最大保管時の高さ及び法面の勾配	最大保管時の高さ 別紙事業計画書のとおり
	法面の勾配 別紙事業計画書のとおり

添付書類確認リスト

資料 番号	内 容 ※具体的な書類	確認
1	再生資源物の屋外保管に係る事業計画書 ※第2号様式	
2	屋外保管事業者の住民票の写し又は法人にあつては登記事項証明書 ※個人あつては住民票の写し ※法人にあつては登記事項証明書	
3	事業場の配置図及び付近の見取図 ※平面図等 (記入例(※P25)を参考に、必要事項を書き込んでください。) ※住宅地図等 (隣接地の状況が分るもの。)	
4	条例第8条第1号アに規定する囲いの高さ及び構造の分かる書類 ※パンフレット ※写真等 (高さ、囲いの材質が分るようにしてください。)	
5	その他市長が必要と認める書類 ※必要があれば、追加でお知らせします。	

第2号様式（第4条関係）

再生資源物の屋外保管に係る事業計画書

1 事業概要

事業計画者等	氏名（法人にあっては名称及び代表者）	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
	会社等の沿革	〇〇年 創業 〇〇年 株式会社〇〇〇〇に社名変更 〇〇年 綾瀬事業所を新設 別紙会社概要のとおり（チラシ等があれば）		
		従業員 47名	資本金 1000万	
計画内容	事業場名称	株式会社〇〇〇〇 綾瀬ヤード		
	事業場所在地（電話番号）	綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇		
	事業場面積	1200 m ²		
	用途地域及び地目	市街化調整区域 山林		
	営業時間（稼働時間）	9：00～18：00 （ 同左 ）		
	土地所有者の区分	① 自己所有 1000 m ² ② 借地 200 m ²		
		※借地の場合の所有者情報 氏 名 株式会社〇〇〇〇 住 所 綾瀬市〇〇3-3-3 連絡先 管理課管理係 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
事業開始年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			

2 屋外保管状況について

屋外保管場所の面積	再生資源物の品目	保管量	最大保管時の高さ	法面の勾配
〇〇〇 m ²	鉄スクラップ	〇〇トン	〇m	〇〇度
〇〇 m ²	プラスチック類	〇〇トン	〇m	〇〇度

3 各種防止措置について

項目	方法等
飛散、崩落防止措置 (囲いの状況及び囲いの構造耐力上の措置)	<p>事業場、屋外保管場所に囲いを設置したため、崩落や飛散を防止することができる。屋外保管場所の囲いは、再生資源物が接するため、鉄製を採用し、安全であると考えている。</p> <p>また、1日1回以上は、囲いの状態を目視により確認し、台風など場合は、再生資源物を囲いから離し、荷重がかからないように努める。</p>
騒音、振動防止の措置	他法令にある騒音・振動の基準を遵守する。
火災防止措置	電池、バッテリー等の火災の原因となるものを徹底分別する。万が一に備え、消火器等を常設する。
害虫の発生防止措置	定期的に清掃を行い、整理整頓を行う。

4 受入先情報

受入先	所在地	再生資源物の品目	量/月 (t 又は m ³)	取引区分
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇丁目 〇〇番〇〇号	鉄	〇〇トン	有償取引
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇丁目 〇〇番〇〇号	プラスチック	〇〇トン	有償取引

5 搬出先情報

搬出先	所在地	再生資源物の品目	量/月 (t 又は m ³)	取引区分
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇丁目 〇〇番〇〇号	鉄	〇〇トン	有償取引
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇丁目 〇〇番〇〇号	プラスチック	〇〇トン	有償取引

6 隣接住民等への説明

隣接住民等への周知状況 (自主的取り組み)	<p>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 自治会で概要説明開催 出席者〇〇人</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日 隣接住民へ個別説明 〇〇件訪問</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日 隣接事業者へ個別説明 〇〇件訪問</p> <p>詳細は別紙のとおり(説明記録等)</p>
--------------------------	--

第3号様式（第5条関係）

再生資源物の屋外保管に係る変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）綾瀬市長

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 **株式会社〇〇〇〇**

代表取締役〇〇〇〇 印

電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

〔 法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場所在地	綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号		届出書（第1号様式）の日付としてください。
届 出 日	〇〇年〇〇月〇〇日		
変 更 の 内 容	新	旧	
	代表取締役の変更 代表取締役 〇〇 〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	
変 更 の 理 由	代表者の新任退任		
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

確定している場合は、消してください。

第4号様式（第6条関係）

再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）綾瀬市長

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 **株式会社〇〇〇〇**

代表取締役〇〇〇〇 ⑩

電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

〔 法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

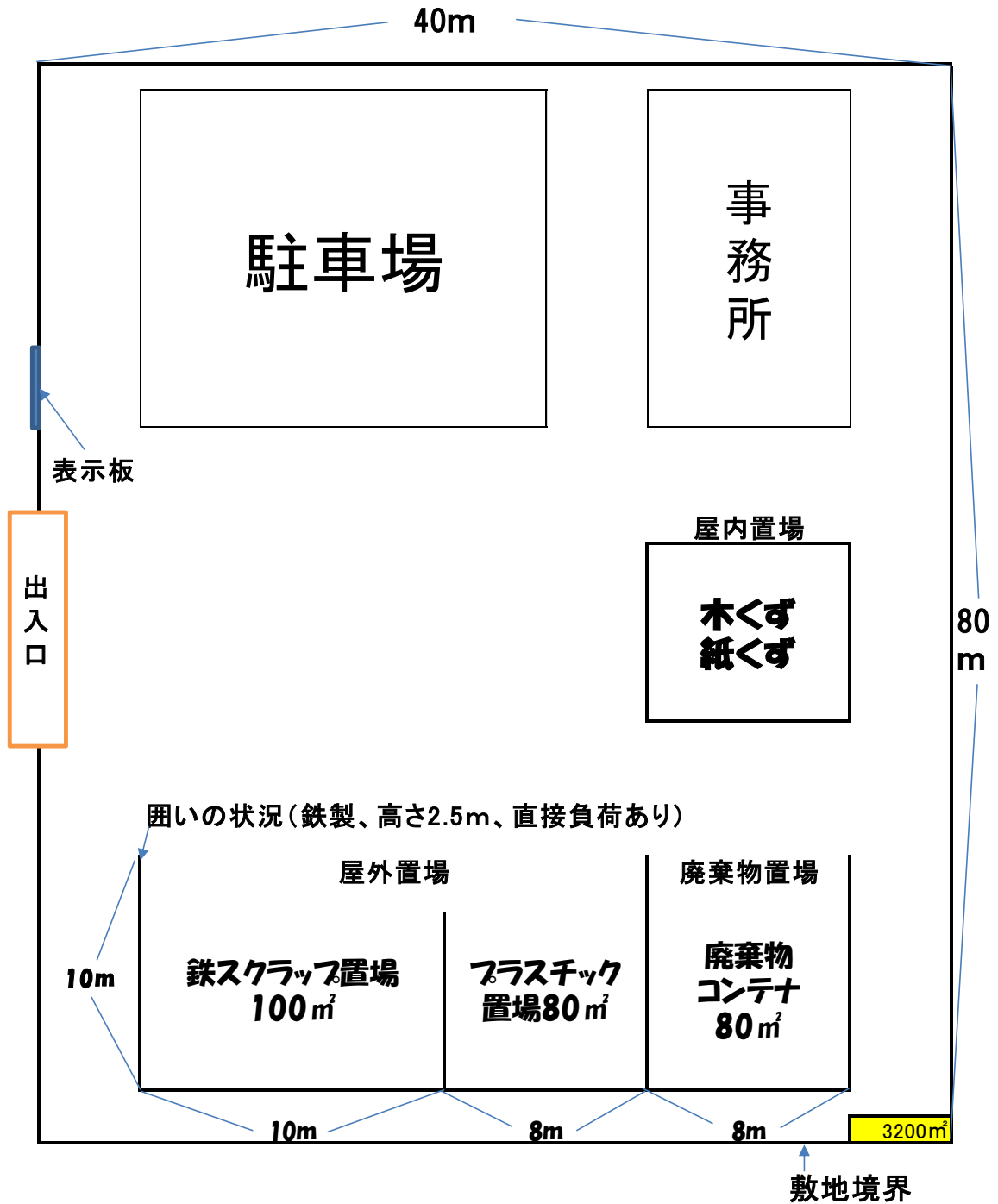
事業場所在地	綾瀬市〇丁目〇〇番〇〇号	届出書（第1号様式）の日付としてください。
届 出 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
廃 止 の 理 由	施設老朽化に伴う事業の廃止（廃業）	
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	

再生資源物の屋外保管に係る表示板	
屋外保管事業者の名称又は氏名	株式会社〇〇〇〇（綾瀬ヤード）
事業場の所在地及び面積	所在地 綾瀬市〇丁目〇〇番地〇号 面積 1.200 m²
屋外保管する再生資源物の品目	鉄スクラップ、プラスチック類
保管する最大保管時の高さ	鉄スクラップ 6m プラスチック類 3m
担当部署名及び連絡先	株式会社〇〇〇〇 事業部 管理課 電話番号 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

← 60センチメートル以上 →

60センチメートル以上

再生資源物を屋外保管する事業場の配置図 記入例



※ 囲いの状況

・材質、高さ、再生資源物の直接負荷あり等、記載してください。

3 資料

(1) 綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものその他適正な保管ができる者が取り扱うものとして市長が規則で定めるものを除く。

(2) 屋外保管 屋外において再生資源物を保管することをいう。

(3) 屋外保管事業者 屋外保管を行う事業者をいう。

(屋外保管事業者等の責務)

第3条 屋外保管事業者は、再生資源物の崩落その他の事故等を防止するため適正な保管を行い、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

2 屋外保管を行う土地の所有者又は管理者は、屋外保管事業者が前項の再生資源物の適正な保管を行うための必要な措置の実施について、協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(屋外保管の届出)

第5条 屋外保管をしようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）を設置する者は、この限りでない。

(屋外保管の変更の届出)

第6条 前条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(屋外保管の廃止の届出)

第7条 第5条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る屋外保管の事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、あらかじめ当該届出に係る事業場において屋外保管した再生資源物を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

(屋外保管の基準)

第8条 屋外保管事業者は、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他屋外保管に関し必要な事項を記載した表示板が設けられていること。
- (2) 屋外保管の場所から再生資源物が飛散し、又は崩落しないように次に掲げる措置を講じること。
 - ア 屋外保管をする再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
 - イ 容器を用いずに屋外保管をする場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さを超えないようにすること。
- (3) 屋外保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (4) 屋外保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するために、必要な措置を講じること。
- (5) 屋外保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（事故時の措置）

第9条 屋外保管事業者は、屋外保管を原因とする事故により、屋外保管の場所の周辺環境が損なわれ、又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、当該事故による被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置（次項において「措置」という。）を講じなければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が措置を講じないとき又は周辺環境の保全上、必要と認めたときは、屋外保管事業者に対し、措置を講じるよう命じることができる。

（報告の徴収）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者その他の関係者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業者の事務所又は屋外保管の場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び勧告）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者又は屋外保管事業者であった者に対し、必要な指導を行うことができる。

- (1) 第5条、第6条及び第7条前段の規定による届出を行わないとき。
- (2) 第7条後段の規定による処分を行わないとき。
- (3) 第8条各号に掲げる基準を遵守していないとき。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、指導に従わないときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(改善命令)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定による命令に従わない者について、その者の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び当該法人の所在地）並びにその者が受けた命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表を行うときは、あらかじめ綾瀬市環境対策委員会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に再生資源物の保管をしている者（次項において「従前の事業者」という。）については、第5条に規定する屋外保管をしようとする事業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までに」とする。

3 従前の事業者については、第8条の規定は、この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間は、適用しない。

(2) 綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例（平成31年綾瀬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(再生資源物に該当しないもの)

第3条 条例第2条第1号に規定する市長が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 国、県及び市が屋外保管する再生資源物

(2) 再生資源物の屋外保管、処分及び再生以外の事業をその本来の業務として行う場合で、当該本来の業務に付随して一時的に保管が必要な再生資源物

(再生資源物の屋外保管に係る届出書等)

第4条 条例第5条の規定による届出は、当該届出に係る屋外保管を開始する日の10日前までに、再生資源物の屋外保管に係る届出書（第1号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付し、行うものとする。

(1) 再生資源物の屋外保管に係る事業計画書（第2号様式）

(2) 屋外保管をしようとする事業者の住民票の写し又は法人にあっては登記事項証明書

(3) 事業場の配置図及び付近の見取図

(4) 条例第8条第1号アに規定する囲いの高さ及び構造の分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、当該変更の10日前までに、再生資源物の屋外保管に係る変更届出書（第3号様式）に前条各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係るものを添付し、行うものとする。ただし、前条第2号に掲げる書類を添付して行う場合にあっては、速やかに当該書類を取得し、届出を行うものとする。

(廃止の届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、当該廃止の日から10日以内に再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。

(屋外保管の場所に係る表示板の掲示)

第7条 条例第8条第1号イの表示板は、再生資源物の屋外保管に係る表示板（第5号様式）とする。

2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じたときには、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。

(身分証明書)

第8条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第6号様式）とする。

(公表)

第9条 条例第14条第1項の規定による公表は、綾瀬市公告式条例（昭和27年綾瀬町条例第10号）による掲示及びインターネットの利用その他の方法により行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、屋外保管に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

再生資源物の屋外保管に係る届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

（ ）

〔 法人にあっては、所在地、名称及び
代表者の氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	事務所所在地	電話番号
	事業場所在地	電話番号 面 積
屋外保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ屋外保管する再生資源物の品目、保管量	所在地	
	面 積	
	品 目	
	保管量	
屋外保管する再生資源物の最大保管時の高さ及び法面の勾配	最大保管時の高さ	
	法面の勾配	

3 各種防止措置について

項 目	方 法 等
飛散又は崩落防止措置 (囲いの状況及び囲いの 構造耐力上の措置)	
騒音又は振動防止の措置	
火災防止措置	
害虫等の発生防止措置	

4 受入先情報

受入先	所在地	再生資源物 の品目	量/月 (t 又は m ³)	取引区分

5 搬出先情報

搬出先	所在地	再生資源物 の品目	量/月 (t 又は m ³)	取引区分

6 隣接住民等への説明

隣接住民等への周知状況 (自主的取り組み)	
--------------------------	--

第3号様式（第5条関係）

再生資源物の屋外保管に係る変更届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号 ()

〔 法人にあつては、所在地、名称及び
代表者の氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場所在地		
届 出 日	年 月 日	
変 更 の 内 容	新	旧
変 更 の 理 由		
変更予定年月日	年 月 日	

第4号様式（第6条関係）

再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号 ()

〔 法人にあっては、所在地、名称及び
代表者の氏名 〕

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条の規定により、次のとおり届出ます。

事業場所在地	
届 出 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日

第5号様式（第7条関係）

60センチメートル以上

再生資源物の屋外保管に係る表示板

屋外保管事業者の氏名 又は名称	
事業場の所在地及び面積	所在地 面積
屋外保管する再生資源物の品目	
屋外保管する再生資源物の最大保管時の高さ	
担当部署名及び連絡先	電話番号 ()

60センチメートル以上

第6号様式（第8条関係）

（縦6.5センチメートル 横9センチメートル）

第	号	身 分 証 明 書	
写 真		所 属	
		氏 名	
		生年月日	
上記の者は、綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定により立入検査をする者であることを証明する。			
年	月	日	交付
綾瀬市長			印